

4 基礎控除・配偶者控除・所得金額調整申告書記入のてびき

全員ご提出ください。

- 「あなたの氏名欄」に押印してください。(シャチハタ不可)
- 「①基礎控除」「②配偶者控除」「③所得金額調整控除」について該当の有無を確認し、それぞれ以下に示す手順に沿って記入してください。

①基礎控除
全員提出

②配偶者控除
 以下に該当する人は提出
 本人所得：1,000万円以下
 (給与所得のみの場合、給与収入 1,195万円以下)
 かつ
 配偶者所得：133万円以下
 (給与所得のみの場合、給与収入 2,015,999円以下)

③所得金額調整控除
 以下に該当する人は提出
 本人収入：850万円超 かつ ①～④のいずれかに該当
 (①あなた自身が特別障害者 ②同一生計配偶者が特別障害者
 ③扶養親族が特別障害者 ④扶養親族が年齢23歳未満に該当)

NEW

① 令和2年分給与所得者の基礎控除申告書

令和2年に基礎控除が改正されました。従来は所得に関係なく一律 38 万円の控除が受けられましたが、令和2年からは所得に応じて 0 円から 48 万円の控除に変更になりました。これに伴い、基礎控除を受けたい方は「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければいけなくなりました。(提出しなかった場合は基礎控除が受けられませんのでご注意ください。)

| 令和2年所得金額 | 基礎控除額 | |
|--------------------|-------|-----------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400万円以下 | 48万円 | 38万円 ※所得制限なし |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 | |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 | |
| 2,500万円超 | 0円 | |

(次ページへつづく)

(記入手順) ①～⑥の手順に沿って記入してください。

①まず、あなたの令和2年中の給与の収入金額と所得金額（いずれも見積額）を記入します。

- 「収入金額」欄には給与支給額を記入してください。ただし、通勤手当などの非課税支給額は除いてください。また、副業のある方は副業分と合わせて「収入金額」欄に記入していただくとともに、副業分は「うち副業」欄に記入してください。

収入金額の積算方法

(R1年の源泉徴収票の場合)

(給与明細の場合)

(控除申告書横の吹き出し)

(A-B) × 12か月分 を記入
※賞与がある場合は賞与分も足すこと

・「所得金額」欄には次の計算式で求めた所得金額を記入してください。

| 収入金額 (a) | | 所得金額 |
|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 円以上 | 550,999 円以下 | 0 円 = 所得金額 |
| 551,000 円以上 | 1,618,999 円以下 | (a) - 550,000 円 = 所得金額 |
| 1,619,000 円以上 | 1,619,999 円以下 | 1,069,000 円 = 所得金額 |
| 1,620,000 円以上 | 1,621,999 円以下 | 1,070,000 円 = 所得金額 |
| 1,622,000 円以上 | 1,623,999 円以下 | 1,072,000 円 = 所得金額 |
| 1,624,000 円以上 | 1,627,999 円以下 | 1,074,000 円 = 所得金額 |
| 1,628,000 円以上 | 1,799,999 円以下 | ① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (★) ⇒ ② : (★) × 2.4 + 100,000 円 = 所得金額 |
| 1,800,000 円以上 | 3,599,999 円以下 | ① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (★) ⇒ ② : (★) × 2.8 - 80,000 円 = 所得金額 |
| 3,600,000 円以上 | 6,599,999 円以下 | ① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (★) ⇒ ② : (★) × 3.2 - 440,000 円 = 所得金額 |
| 6,600,000 円以上 | 8,499,999 円以下 | (a) × 90% - 1,100,000 円 = 所得金額 |
| 8,500,000 円以上 | | (a) - 1,950,000 円 = 所得金額 |

収入と所得は別物です！

②令和2年中に給与所得以外の所得（年金、事業所得、配当所得など）がある場合は「所得金額」欄に記入してください。

公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

| 公的年金等の収入金額 (A) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 | | |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 330万円以下 | 110万円 | 100万円 | 90万円 |
| 330万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27万5,000円$ | $(A) \times 25\% + 17万5,000円$ | $(A) \times 25\% + 7万5,000円$ |
| 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68万5,000円$ | $(A) \times 15\% + 58万5,000円$ | $(A) \times 15\% + 48万5,000円$ |
| 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145万5,000円$ | $(A) \times 5\% + 135万5,000円$ | $(A) \times 5\% + 125万5,000円$ |
| 1,000万円超 | 195万5,000円 | 185万5,000円 | 175万5,000円 |

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

| 公的年金等の収入金額 (A) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 | | |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 130万円以下 | 60万円 | 50万円 | 40万円 |
| 130万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27万5,000円$ | $(A) \times 25\% + 17万5,000円$ | $(A) \times 25\% + 7万5,000円$ |
| 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68万5,000円$ | $(A) \times 15\% + 58万5,000円$ | $(A) \times 15\% + 48万5,000円$ |
| 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145万5,000円$ | $(A) \times 5\% + 135万5,000円$ | $(A) \times 5\% + 125万5,000円$ |
| 1,000万円超 | 195万5,000円 | 185万5,000円 | 175万5,000円 |

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和31年1月1日以前に生まれた人をいいます。

公的年金等雑所得以外の所得がある場合は、国税庁ホームページ掲載の「給与所得以外の所得の種類等」を確認してください。

《国税庁ホームページ》

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/1648_73_02.pdf

③上記①と②で求めた「所得金額」の合計を記入してください。

④上記③の金額が「判定」欄のどの区分に当てはまるか確認し、該当箇所に☑してください。

⑤上記④の「判定」欄の(A)～(C)に該当する場合は、「区分I」欄に(A)～(C)を転記してください。

⑥上記④の「判定」欄の右端に記載されている金額があなたの基礎控除の額になりますので、「基礎控除の額」欄に転記してください。

② 令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

- 配偶者控除を希望する方は必ず記入してください。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しただけでは、配偶者控除を受けられません！
- 配偶者がいても、あなたの令和2年の所得見積額が1,000万円を超える場合（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,195万円を超える場合）又は配偶者の令和2年の所得見積額が133万円を超える場合（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円を超える場合）は控除の対象になりませんので注意してください。
- 配偶者が非居住者（1年以上国外に居住している人のこと）の場合は「親族関係書類」や「送金関係書類」も提出してください。詳しくは申告書裏面の2-1の(5)でご確認ください。

(記入手順) ①～⑦の手順に沿って記入してください。

The image shows a sample of the '令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書' form. It is divided into several sections:

- ①** 配偶者の氏名・住所・生年月日: Information about the spouse.
- ②** 所得の種類・収入金額・所得金額: A table for reporting income and tax amounts.
- ③** 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額: Estimated total income for the spouse.
- ④** 判定: A section to determine the applicable control type based on income levels.
- ⑤** 控除額の計算: A table for calculating the tax reduction amount.
- ⑥** 配偶者控除の額: The amount of the spouse's control.
- ⑦** 配偶者特別控除の額: The amount of the spouse's special control.

- ①まず、配偶者の氏名・住所・生年月日を記入します。(昨年も申告された方は、あらかじめ印字されています。)
- ②配偶者の令和2年中の収入金額と所得金額(いずれも見積額)を記入します。
記入要領は①基礎控除申告書の①②と同じです。
- ③給与所得と給与所得以外の所得金額の合計を記入してください。
- ④上記③の金額が「判定」欄のどの区分に当てはまるか確認し、該当箇所に入してください。

- ⑤上記④の「判定」欄にある①～④の数字を「区分Ⅱ」欄に転記してください。
- ⑥上記⑤に記入した数字が①②の場合は「配偶者控除」が適用されます。「区分Ⅰ」欄と「区分Ⅱ」欄の交差するところに記載されている金額が配偶者控除の金額になりますので、「配偶者控除の額」欄に転記してください。
- ⑦上記⑤に記入した数字が③④の場合は「配偶者特別控除」が適用されます。「区分Ⅰ」欄と「区分Ⅱ」欄の交差するところに記載されている金額が配偶者特別控除の金額になりますので、「配偶者特別控除の額」欄に転記してください。

★重要★
 配偶者控除はあなた自身と配偶者の所得見積額を元に計算していますが、もし実績額が変わったことにより控除額が変更になる場合は**ご自身で確定申告(修正申告)を行っていただく必要があります。**



③ 令和2年分 所得金額調整控除申告書

令和2年に所得金額調整控除が創設されました。令和2年の給与の収入金額が850万円を超える場合で、①あなた自身が特別障害者又は②同一生計配偶者が特別障害者又は③扶養親族が特別障害者又は④扶養親族が年齢23歳未満に該当する場合は最大15万円の控除を受けられるようになりました。

The image shows a sample of the '令和2年分 所得金額調整控除申告書' form. It includes:

- ①** 対象者情報: Information about the taxpayer and spouse.
- ②** 対象者があなた自身の場合は不要: A note that the form is not required if the taxpayer is the target.
- ③** 特別障害者の場合は記入: A note to enter information if the taxpayer is a special person with a disability.